

表4-13 平成4年度ゴルフ場排水口における農薬の水質検査結果(府及び市町村実施分)

・検査ゴルフ場数 38ゴルフ場
 ・検査回数 71回(1ゴルフ場あたり1~5回)
 ・検査数 1,307検体(1回あたり20検体)
 ・検査農薬種類数 殺虫剤13種類、殺菌剤17種類、除草剤17種類(合計47種類)
 ・検査地点 ゴルフ場の排水口
 ・採水時期 平成4年7月~平成5年2月(農薬が散布された後の降雨直後)

区分	農薬名	総検体数	不検出数	検出数	検出濃度範囲 (mg/l)	管理目標 (mg/l)	管理目標を 越えた検体数
殺虫剤	イソキサチオン	36	35	1	ND~0.0015	0.08 ①	
	イソフェンホス	55	54	1	ND~0.0002	0.01 ①	
	クロルピリホス	11	11	0	ND	0.04 ①	
	ダイアジノン	64	63	1	ND~0.0001	0.05 ①	
	トリクロロホン(DEP)	6	6	0	ND	0.3 ①	
	ピリダフェンチオン	24	23	1	ND~0.020	0.02 ②	
	フェントロチオン(MEP)	65	64	1	ND~0.0088	0.03 ①	
	アセフェート	9	9	0	ND	0.75 ③	
	ベンゾエピン	50	48	2	ND~0.0004	— ④	
	EPN	50	50	0	ND	— ④	
	メソミル	2	2	0	ND	— ④	
	フェンチオン(MPP)	9	9	0	ND	0.025 ③	
	プロチオホス	2	2	0	ND	— ④	
小計	383	376	7	—	—		
殺菌剤	イソプロチオラン	65	47	18	ND~0.046	0.4 ①	
	イプロジオン	62	59	3	ND~0.013	3 ①	
	エトキサール(エトリブタール)	33	33	0	ND	0.04 ②	
	オキシニ銅(有機銅)	33	33	0	ND	0.4 ①	
	キャプタン	6	6	0	ND	3 ①	
	クロタロニル(TPN)	6	6	0	ND	0.4 ①	
	クロロネブ	31	31	0	ND	0.5 ②	
	チウラム(チラム)	3	2	1	ND~0.007	0.06 ①	
	トルクロホスメチル	60	54	6	ND~0.015	0.8 ①	
	フルトラニル	65	45	20	ND~0.042	2 ①	
	ペンシクロン	53	46	7	ND~0.0091	0.4 ②	
	メブロニル	21	21	0	ND	1 ②	
	フェナリモル	23	23	0	ND	— ④	
マンゼブ	2	2	0	ND	1.25 ③		
メタラキシル	4	4	0	ND	— ④		
ピロキニブタール	2	2	0	ND	— ④		
ベノミル	1	1	0	ND	0.5 ③		
小計	470	415	55	—	—		
除草剤	アジュラム	63	57	6	ND~0.007	2 ①	
	シマジン(CAT)	67	58	11	ND~0.010	0.03 ①	
	テルブカルブ(MBPMC)	22	19	3	ND~0.019	0.2 ②	
	ナプロバミド	32	25	7	ND~0.33	0.3 ①	1
	ブタミホス	8	8	0	ND	0.04 ①	
	プロピザミド	60	58	2	ND~0.0020	0.08 ①	
	ベンスリド(SAP)	39	31	8	ND~0.0076	1 ①	
	ベンチメタリン	63	60	3	ND~0.0023	0.8 ②	
	ペンディメタリン	55	53	2	ND~0.004	0.5 ①	
	メコプロップ(MCPP)	8	4	4	ND~0.0083	0.05 ②	
	メチルタイムロン	6	6	0	ND	0.3 ②	
	ジチオピル	5	5	0	ND	— ④	
	アトラジン	5	4	1	ND~0.072	— ④	
シテュロン	13	12	1	ND~0.0012	— ④		
2,4PA	2	1	1	ND~0.001	7.5 ③		
フラザスルフロン	5	5	0	ND	— ④		
MCP	1	0	1	0.001	— ④		
小計	454	404	50	—	—	1	
合計	1,307	1,195	112	—	—	1	

(注) 1. 管理目標の欄の①②③④は、次のとおりである。
 ① 環境庁平成2年(1990年)5月)の「環境基準」(平成2年7月)による農薬の検出濃度(1検体あたり)を指す。
 ② 環境庁平成2年(1990年)5月)の「環境基準」(平成2年7月)による農薬の検出濃度(1検体あたり)を指す。
 ③ 環境庁平成2年(1990年)5月)の「環境基準」(平成2年7月)による農薬の検出濃度(1検体あたり)を指す。
 ④ 環境庁平成2年(1990年)5月)の「環境基準」(平成2年7月)による農薬の検出濃度(1検体あたり)を指す。
 2. 使用目的が異なる農薬が同一排水口から検出されたものがあるが、調査の結果、過去に使用したものが残留していたものと判断された。